

議員提出議案第十四号

東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例の一部を改正する
条例

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び東京都議会議規則第十二条第一項の規定により提出します。

令和二年七月十七日

(提出者)

原田 あきら 米倉 春奈 斉藤 まりこ 藤田 りょうこ 河野 ゆりえ 原 のり子 星 見てい子
とくとめ道信 曾根 はじめ 清水 ひで子 とや英津子 池川 友一 里 吉ゆみ 尾崎 あや子
あぜ上三和子 白石 たみお 大山 とも子 和泉 なおみ

東京都議会議長 石川 良一 殿

東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例の一部を改正する

条例

東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和四十四年東京都条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「規定により」の下に「、千代田区及び中央区の区域を合わせて一選挙区とし、これを千代田中央選挙区といい」を加える。

第三条の表中 「千代田区選挙区 千代田区の区域 一人
中央区選挙区 中央区の区域 一人」 を「千代田中央選挙区 千代田区及び中央区の区

域 二人」に、「新宿区選挙区 新宿区の区域 四人」を「新宿区選挙区 新宿区の区域 三人」に、「墨田区

選挙区 墨田区の区域 三人 を「墨田区選挙区 墨田区の区域 二人」に、「大田区選挙区 大田区の区

選挙区 江東区の区域 四人」を 江東区選挙区 江東区の区域 五人」に、世田谷区選挙区 世田谷区の

域 八人 「大田区選挙区 大田区の区域 七人」に、「杉並区選挙区 杉並区の区域 六人」を「杉

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

並区選挙区 杉並区の区域 五人」に、「練馬区選挙区 練馬区の区域 六人」を「練馬区選挙区 練馬区の区

域 七人」に、「江戸川区選挙区 江戸川区の区域 五人」を「江戸川区選挙区 江戸川区の区域 六人」に改

める。

（提案理由）

東京都議会議員の選挙区及び各選挙区における議員の定数の適正化を図る必要がある。